

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|---------------------|---------------------------|---|
| 許認可等の内容 根拠法令及び条項 | | 行政財産の使用許可の決定 地方自治法第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 新座市財産規則第16条第1項 (行政財産の使用の許可) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。 |
| 所管部課係名 | | 財政部管財契約課管財係 |
| 審査基準 | 審 査 基 準 | 新座市財産規則第16条 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。 (1) 職員、生徒、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に、食堂、売店、理髪所等の厚生施設を設置するとき。 (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用させるとき。 (3) 当該行政財産を運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。 (4) 災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。 (5) 国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため特に必要と認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 |
| | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (条文の規定により基準が言い尽くされているため) |
| | 参考事項 | |
| 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更) | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 10日 |
| | 設定等年月日 | 令和3年12月28日設定 (令和 年 月 日最終変更) |